# 〇尾道市水道給水条例

昭和36年4月1日 条例第17号 改正 昭和36年10月1日条例第45号 昭和41年4月1日条例第21号 昭和41年10月7日条例第46号 昭和42年6月26日条例第16号 昭和43年7月4日条例第24号 昭和44年7月1日条例第25号 昭和45年4月1日条例第22号 昭和45年4月1日条例第56号 昭和46年12月28日条例第55号 昭和49年12月25日条例第63号 昭和50年10月18日条例第54号 昭和50年10月18日条例第55号 昭和51年12月27日条例第49号 昭和53年3月31日条例第11号 昭和56年3月27日条例第18号 昭和58年3月24日条例第26号 昭和60年3月30日条例第10号 平成元年3月23日条例第19号 平成2年3月24日条例第14号 平成3年3月22日条例第11号 平成4年3月21日条例第17号 平成9年3月26日条例第30号 平成9年12月17日条例第59号 平成12年3月22日条例第40号 平成12年12月20日条例第53号 平成14年12月19日条例第57号 平成15年12月17日条例第41号 平成17年3月2日条例第92号 平成17年12月21日条例第245号 平成18年12月20日条例第74号 平成20年3月19日条例第33号 平成26年3月19日条例第64号 平成30年9月20日条例第45号 平成31年3月20日条例第15号 平成31年3月20日条例第91号 令和元年9月19日条例第18号

注 平成17年3月から改正経過を注記した。

尾道市水道給水条例(昭和31年条例第50号)の全部を改正する。

### 目次

第1章 総則

第2章 給水装置の工事及び費用

第3章 給水

第4章 料金、負担金及び手数料

第5章 取締り及び罰則

第6章 貯水槽水道

第7章 補則

附則

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並び に給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。 (平18条例74・一部改正)

# 第2条 削除

(用語の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、給水のため配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに 直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

- 第4条 給水装置は、次の2種とする。
  - (1) 専用給水装置 1戸、1事業所又は1箇所で専用するもの
  - (2) 共用給水装置 屋外に設置し、1個の給水せんを2戸以上で共用するもの

(水の用途の種類)

- 第5条 水の用途は、次の5種とする。
  - (1) 家事用 家庭生活に使用するもの(共用給水装置により使用するものを含む。)
  - (2) 業務用 本号以外の各号に該当しないもの
  - (3) 湯屋用 公衆浴場に使用するもの
  - (4) 臨時用 工事その他一時的に使用するもの
  - (5) 船舶用 船舶に使用するもの

#### 第6条 削除

(管理人の選定)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、管理人を選定し、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に届け出なければならない。
  - (1) 給水管を共有するとき。
  - (2) 共用給水装置を使用するとき。
  - (3) その他管理者が必要と認めたとき。
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

(平30条例45·一部改正)

(同居人等の行為に対する責任)

第8条 給水装置の使用者(以下「使用者」という。)は、その家族、同居人及び使用人並びにその他の従業 員等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

- 第9条 使用者又は給水装置の所有者(以下「所有者」という。)は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに必要な措置を行うとともに管理者に届け出なければならない。
- 2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者又は所有者の責任とする。

(給水装置の修繕)

- 第9条の2 給水装置に異状があった場合の修繕その他の措置は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律 第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。) が行う。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限り でない。
- 2 前項に定めるもののほか、必要がある場合には、管理者が特に承認した者に施行させることができる。
- 3 前2項の修繕その他の措置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、道路下の給水装置 の修繕その他管理者が必要があると認めるものについては、この限りでない。
- 4 管理者が給水装置の修繕その他の措置を行ったため、建造物その他の設備に復旧を要する場合は、使用者又は所有者において施行するものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込)

- 第10条 給水装置の新設、増設、変更及び撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ申込み、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の申込みにあたり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

(工事の設計及び施行)

- 第11条 工事の設計及び施行は、管理者又は指定給水装置工事事業者が行う。
- 2 指定給水装置工事事業者が工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完了後に管理者のしゅん工検査を受けなければならない。
- 3 第1項に規定する指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

(第三者の異議についての責任)

- 第12条 工事の施行に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。 (構造及び材質)
- 第13条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

(平17条例245・令元条例18・一部改正)

(工事の費用の負担)

第14条 工事の費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が市の費用で施行することが適当と認めたものについては、この限りでない。

(工事費の算出方法)

- 第15条 工事の費用は、次に掲げる費用の額の合計額とする。
  - (1) 設計費
  - (2) 材料費
  - (3) 運搬費
  - (4) 労力費
  - (5) 道路復旧費
  - (6) 工事監督費
  - (7) 間接費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前各項に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。
- 第16条から第18条まで 削除

(給水装置の変更等)

第19条 配水管の移転、道路変更その他の理由によって給水装置の変更又は修繕工事を必要とするときは、 所有者の同意がなくても市がこれを施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

- 第20条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限を加え、又は停止することはない。
- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、その日時及び区域を定めてその都度これを予告するものとする。
- 3 給水の制限、停止及び断水若しくは漏水又は給水装置の損傷その他不可抗力によって生じた損害に対しては、市はその責めを負わない。

(給水の申込)

第20条の2 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、 その承認を受けなければならない。

(給水制限等の場合の料金)

- 第20条の3 第20条の規定により給水を制限し、又は停止した場合においても、料金はこれを減免しない。 (水道メーターの設置)
- 第21条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその 必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

- 第22条 メーターは管理者が設置し、使用者に保管させる。
- 2 使用者は、善良なる管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 使用者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(届出)

- 第23条 使用者又は管理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければ ならない。
  - (1) 水道の使用を中止し、又は廃止するとき。
  - (2) 給水装置の種類又は用途を変更するとき。
  - (3) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
  - (4) 私設消火栓を消火演習に使用するとき。
- 2 給水関係人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続き使用するとき。
- (2) 給水装置の所有権を移転したとき。
- (3) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (5) 私設消火栓を消火に使用したとき。 (平17条例92・一部改正)

# 第24条 削除

(共用給水装置の使用)

第25条 共用給水装置を使用するときは、所定の鍵を使用しなければならない。

(私設消火栓の使用)

- 第26条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。
- 2 私設消火栓を演習用に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会を要する。
- 3 私設消火栓は、消防のために公設の消火栓と同様に使用することがある。

(平17条例92・一部改正)

(変災等の場合における臨時使用)

第27条 非常災害その他公益上管理者が必要と認めたときは、給水装置を使用者以外の者に臨時に使用させることができる。この場合使用者は、これを拒むことができない。

(給水装置及び水質の検査)

- 第28条 管理者は、給水装置の機能又は水質について使用者又は所有者から検査の請求があったときは、速 やかに検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第4章 料金、負担金及び手数料

(料金の納入義務)

- 第29条 料金は、使用者又は管理人から徴収する。
- 2 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

(料金)

第30条 料金は、次の表により算定した基本料金及び超過料金の合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

料率	甘木料今(1か日につき)		却退业人
	<u> </u>		超過料金
用途	水量(単位 : 立方メートル)	料金	(1立方メートルにつき)
家事用	7	·	7立方メートルを超え15立
			方メートルまで220.0円
			15立方メートルを超え25
			立方メートルまで277.2円
			25立方メートルを超える
			もの336.6円
業務用	10		10立方メートルを超え50
			立方メートルまで323.4円
			50立方メートルを超え100
			立方メートルまで385.0円
			100立方メートルを超える
			もの446.6円
湯屋用	100	, : =	100立方メートルを超え
			200立方メートルまで
			242. 0円
			200立方メートルを超え
			300立方メートルまで
			297. 0円
			300立方メートルを超える
			もの352.0円
臨時用	1立方メートルごとに		946. 0円
船舶用	1立方メートルごとに		462.0円

2 消火用水は、無料とする。ただし、私設消火栓については、管理者が別に定める。

(平17条例92・平20条例33・平26条例64・平31条例91・一部改正)

(軽減料金)

- 第30条の2 管理者は、用途が業務用で、年間使用水量(その年の4月分から翌年の3月分として徴収する料金に係る使用水量をいう。)が300,000立方メートルを超えると見込まれる使用者(以下「大口使用者」という。)について、前条第1項の料金を軽減した料金(以下「軽減料金」という。)を適用することができる。
- 2 軽減料金の適用を受けようとする大口使用者は、毎年度、予定年間使用水量及び1日当たりの予定最大使用水量を定めて、あらかじめ管理者に給水の申込みをしなければならない。
- 3 管理者は、前項の申込みを受けたときは、年間使用水量及びこれに相当する料金(以下「年間承認料金」 という。)を定めて給水を承認するものとする。
- 4 前項の規定により承認を受けた大口使用者に係る料金は、1か月の使用水量が25,000立方メートルを超える部分について、1立方メートル当たり275,0円とする。
- 5 第3項の規定により承認を受けた大口使用者は、年間の実使用水量に係る料金が年間承認料金に達しなかった場合は、その差額を未達料金として3月分として徴収する料金に加算し、支払うものとする。

(平17条例92・平20条例33・平26条例64・平31条例91・一部改正)

(基本料金)

- 第30条の3 第30条第1項に定める基本料金は、給水が1月に満たない場合又は使用水量が基本水量に達しない場合でも、これを徴収する。
- 2 水道の使用の中止又は廃止の届出がない限り、メーターに使用水量を示さない場合でも、基本料金を徴収する。
- 3 1戸、1事業所又は1箇所に2個以上のメーターを使用するときは、メーターごとに基本料金を徴収する。 (平20条例33・一部改正)

(料金の算定)

- 第31条 料金は、隔月定例日(料金の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの検針を行い、その計量した使用水量によりこれを算定する。ただし、管理者の定めるものについては、毎月定例日を定めてメーターの検針を行い、これを算定する。
- 2 前項の場合において、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日にメーターの 検針を行い、その計量した使用水量により料金を算定することができる。
- 3 水道の使用を中止し、又は廃止したときは、その都度検針を行い、その計量した使用水量により料金を 算定する。
- 4 1個のメーターにより、料率の異なる2種以上の用途に使用するときは、高率の料金により算定する。
- 5 月の中途において用途に変更のあったときは、高率の料金により算定する。
- 6 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計量する場合において、管理者が必要があると認めたものについては、各戸につき料金を算定するものとする。

(平20条例33・一部改正)

(水量の認定)

- 第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。
  - (1) メーターに異状があったとき。
  - (2) その他使用水量が不明のとき。

(共用給水装置の使用量の認定)

第33条 メーターを共用する2戸以上の使用水量は、各戸が均等に使用したものとみなす。ただし、管理者が特別の事由があると認めたときは、各戸の使用水量を認定することができる。

(料金の徴収方法)

- 第34条 料金は、納付制(口座振替及び自動払込みを含む。)により毎月徴収する。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 2 水道の使用を中止し、又は廃止したときは、その都度料金を徴収する。

第35条 削除

(納付後の料金の増減)

第36条 料金納付後その金額に増減を生じたときは、追徴又は還付する。ただし、次回の料金で精算することがある。

(分岐負担金)

- 第36条の2 給水装置の新設若しくは増設又は既設の給水装置の増径工事の申込みをする者(浦崎地区、百島地区、木ノ庄地区、原田地区及び御調地区の場合を除く。)は、分岐負担金を納入しなければならない。 ただし、臨時又は一時的に使用する給水装置にあっては、この限りでない。
- 2 分岐負担金の額は、メーターの口径の区分に応じ、次の表に定める額とする。この場合において、増径 工事申込者が納入すべき分岐負担金の額は、旧口径に係る分岐負担金の額と新口径に係る分岐負担金の額

### との差額とする。

メーターの口径(内径)	分岐負担金の額(1栓につき)
13ミリメートル	93, 500円
20ミリメートル	187, 000円
25ミリメートル	374, 000円
40ミリメートル	1, 122, 000円
50ミリメートル	1, 870, 000円
75ミリメートル	4, 675, 000円
100ミリメートル	7, 947, 500円
口径150ミリメートル以上については、管理者が	が別に定める額

- 3 分岐負担金は、工事申込みの際納入しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたと きは、この限りでない。
- 4 既納の分岐負担金は、還付しない。ただし、管理者が、必要があると認めたときは、この限りでない。 (平17条例92・平18条例74・平26条例64・平31条例91・一部改正)

### (工事負担金)

- 第36条の3 管理者は、特定の者から配水施設の未設置地区に水道施設設置の申込みを受け、これに給水する目的で新規の施設を設置する場合は、当該申込者又はその原因者及び完成後の当該施設から給水を受けることなる工事申込者から工事負担金を徴収することができる。
- 2 前項の規定により工事負担金を徴収する場合の水道施設工事の範囲は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 住宅団地及び商工業団地造成区域に給水する場合
  - (2) 土地区画整理地区に給水する場合
  - (3) 学校、事務所、会社、工場、病院、アパート及びその他これらに類する施設に給水する場合
- 3 第1項の規定により徴収する工事負担金の額は、当該施設等の設置に要した費用の総額を超えない範囲内において、管理者が定めた額とする。
- 4 工事負担金は、前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 5 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、管理者が、必要があると認めたときは、この限りでない。 (手数料)
- 第37条 管理者は、次に掲げる手数料をそれぞれの申込者から申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたものについては、申込み後に徴収することができる。
  - (1) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円
  - (2) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 10,000円
  - (3) 設計審査手数料

給水管内径25ミリメートル以下の工事 1件につき 2,300円 給水管内径50ミリメートル以下の工事 1件につき 3,600円 給水管内径75ミリメートル以上の工事 1件につき 7,500円

(4) しゅん工検査手数料

給水管内径25ミリメートル以下の工事 1件につき 1,750円 給水管内径50ミリメートル以下の工事 1件につき 2,400円 給水管内径75ミリメートル以上の工事 1件につき 5,000円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(令元条例18・一部改正)

(料金及び手数料の減免)

第38条 管理者は、慈善又は公益上その他特別の事由があると認めたときは、料金及び手数料その他この条例により納付すべき金額を減免することができる。

第5章 取締り及び罰則

(給水装置の検査等)

- 第39条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、又は適当な措置をさせ、 若しくはこれをすることができる。
- 2 前項に要する費用は、措置を命ぜられた者又はその必要を生ぜしめた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条の2 管理者は、水道を使用する者の給水装置の構造及び材質が第13条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の水道使用の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその

基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水道を使用する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事又は修繕に係るものでないときは、その者の水道使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
- 3 前項の確認に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。 (過料)
- 第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。
  - (1) 第10条第1項に定める管理者の承認を受けないで工事を施行した者及びその者のために工事を実施した者
  - (2) 正当な理由なくして、第21条第2項のメーター設置、第31条の使用水量の計量、第39条の検査若しくは第42条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
  - (3) 第9条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
  - (4) 第30条の料金又は第37条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者 (料金を免れた者に対する過料)
- 第41条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を 科することができる。

(給水の停止)

- 第42条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。
  - (1) 管理者は、料金及び手数料その他この条例により納付すべき金額を期限内に納付しないとき。
  - (2) 水質を汚染するおそれのある器物又は設備と給水装置を連絡して使用する場合において、警告を発してもこれを改めないとき。
  - (3) 正当な理由なくして市の職員の職務執行を拒み、又は妨げたとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

- 第43条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し 必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものと する。
- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。 (設置者の責務)
- 第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。) の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査 を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、第30条の料金については昭和36年5月に収納するものから適用する。 (平17条例92・一部改正)

(御調町及び向島町の編入に伴う経過措置)

2 御調町及び向島町の編入の日(附則第5項において「編入日」という。)前に御調町簡易水道給水条例(平成13年御調町条例第6号。以下「御調町条例」という。)又は向島町水道給水条例(平成10年向島町条例第9号。以下「向島町条例」という。)の規定により給水工事に関する手続、工事の施行許可等を受けたものについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例92・追加、平17条例245・一部改正)

3 向島町の区域内において、平成22年3月31日までに徴収する額を決定した料金については、第30条の規定 にかかわらず、向島町条例(メーター使用料に係る規定を除く。)の例による。

(平17条例92・追加、平20条例33・一部改正)

4 向島町の区域内において、平成22年3月31日までの給水工事の申込みに係る分岐負担金の額については、

第36条の2の規定にかかわらず、向島町条例の例による。

(平17条例92·追加)

5 編入日前に御調町及び向島町の区域内においてした行為並びに前2項の規定により向島町条例の例によることとされる料金又は手数料の徴収を免れる行為で編入日以後にしたものに対する罰則の適用については、それぞれ御調町条例及び向島町条例の例による。

(平17条例92·追加)

(因島市及び瀬戸田町の編入に伴う経過措置)

6 因島市及び瀬戸田町の編入の日(次項及び附則第9項において「編入日」という。)前に因島市水道使用条例(昭和31年因島市条例第15号。以下「因島市条例」という。)又は瀬戸田町上水道給水条例(昭和34年瀬戸田町条例第11号。以下「瀬戸田町条例」という。)の規定により給水工事に関する手続、工事の施行許可等を受けたものについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例245·追加)

7 編入前の因島市(次項及び附則第9項において「旧因島市」という。)及び瀬戸田町の区域内において、平成18年3月31日までに徴収する額を決定する料金については、第30条の規定にかかわらず、それぞれ因島市条例第44条、第44条の2第2項、第45条第2項及び第49条第1号又は瀬戸田町条例第21条及び第21条の2の例による。

(平17条例245 · 追加)

8 旧因島市及び瀬戸田町の区域内において、平成18年3月31日までの給水工事の申込みに係る分岐負担金の額については、第36条の2の規定にかかわらず、それぞれ因島市条例又は瀬戸田町条例の例による。

(平17条例245・追加)

9 編入日前に旧因島市及び瀬戸田町の区域内においてした行為並びに前2項の規定により因島市条例及び 瀬戸田町条例の例によることとされる料金又は手数料の徴収を免れる行為で編入日以後にしたものに対 する罰則の適用については、それぞれ因島市条例又は瀬戸田町条例の例による。

(平17条例245・追加)

附 則(昭和36年10月1日条例第45号)

この条例は、尾道市交通企業管理者設置条例(昭和36年条例第41号)の施行の日(昭和36年10月1日)から施行する。

- 付 則(昭和41年4月1日条例第21号)
- この条例は、昭和41年5月1日から施行する。
  - 付 則(昭和41年10月7日条例第46号)
- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の改正規定については、昭和41年11月分収納の水道料金から適用する。
  - 付 則(昭和42年6月26日条例第16号)
  - この条例は、昭和42年7月1日から施行する。
    - 付 則(昭和43年7月4日条例第24号)
  - この条例は、公布の日から施行する。
    - 付 則(昭和44年7月1日条例第25号)
  - この条例は、公布の日から施行する。
    - 付 則(昭和45年4月1日条例第22号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の尾道市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条及び第2条の規 定による改正後の尾道市簡易水道給水条例第5条の規定は、昭和45年5月収納分の料金から適用する。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の尾道市水道給水条例の規定により、給水工事の申し込みをしているものについては、改正後の条例第36条の2から第37条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - 付 則(昭和45年4月1日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旧向東町水道事業給水条例(昭和43年条例第13号)の規定により給水工事に関する手続、工事の施行許可等を受けたものについては、改正後の尾道市水道給水条例の規定により行われたものとみなす。
  - 付 則(昭和46年12月28日条例第55号)

この条例は、厚生大臣から尾道市上水道事業変更(第10次拡張事業変更)計画の認可のあった日(昭和47年1月28日)から施行する。

付 則(昭和49年12月25日条例第63号)

この条例は、厚生大臣から尾道市上水道事業変更(第11次拡張事業)計画の認可のあった日(昭和50年3月13日)から施行する。

付 則(昭和50年10月18日条例第54号)

(施行期日)

1 第1条及び第4条の規定は昭和50年10月20日から、第2条の規定は昭和50年11月1日から、第3条の規定は昭和51年2月20日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条及び第4条の規定は、昭和50年12月分として徴収する料金から適用し、同年11月分として徴収する料金までについては、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定は、昭和51年4月分として徴収する料金から適用し、同年3月分として徴収する料金までについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 この条例施行の際現に改正前の尾道市水道給水条例第10条の規定による給水工事の申込みと同時に納入した分岐負担金又は手数料は、第2条の規定による改正後の尾道市水道給水条例第36条の2第2項及び第37条第1項の規定により納入した分岐負担金又は手数料とみなす。
  - 付 則(昭和50年10月18日条例第55号抄)
- 1 この条例は、広島県知事から尾道市浦崎地区広域簡易水道及び百島地区簡易水道設置計画の認可のあった日から施行する。
  - 付 則(昭和51年12月27日条例第49号)
  - この条例は、昭和52年1月1日から施行する。
    - 付 則(昭和53年3月31日条例第11号)
  - この条例は、昭和53年5月1日から施行する。
    - 付 則(昭和56年3月27日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月20日から施行する。ただし、第36条の2第2項及び第37条第1項の改正規定は、 昭和56年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の尾道市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第1項第1号及び第2号の規定は、昭和56年6月分として徴収する料金から適用し、同年5月分以前の分として徴収する料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 昭和56年4月30日までに改正前の尾道市水道給水条例第10条の規定による給水工事の申込みと同時に納入した分岐負担金又は手数料は、改正後の条例第36条の2第2項及び第37条第1項の規定により納入した分岐負担金又は手数料とみなす。
  - 付 則(昭和58年3月24日条例第26号)
- この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項の改正規定は、尾道市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第24号)の施行の日(昭和58年7月15日)から施行する。
  - 付 則(昭和60年3月30日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
  - (予納金制度廃止に伴う措置)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、使用者が納付した予納金については、これを還付する。
  - 付 則(平成元年3月23日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の尾道市水道給水条例第30条の規定にかかわらず、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項

において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 付則第2項の規定により算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと する。

(適用区分)

- 5 この条例による改正後の条例第36条の2第2項の規定並びに改正後の尾道市浦崎広域簡易水道事業及び百島簡易水道事業分担金徴収条例第3条の規定及び改正後の尾道市木ノ庄東地区水道分担金徴収条例第3条の規定は、施行日以後に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分担金について適用し、施行日以前に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分担金については、なお従前の例による。
  - 付 則(平成2年3月24日条例第14号)
- この条例は、厚生大臣から尾道市上水道事業計画(第13次拡張事業計画)変更の認可のあった日から施行する。
  - 付 則(平成3年3月22日条例第11号)
  - この条例は、平成3年4月1日から施行する。
    - 付 則(平成4年3月21日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第2項及び第37条第1項の改正規定は、平成4年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の尾道市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第1号及び第2号の規定は、平成4年5月の検針以後に係る料金について適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の条例第36条の2第2項及び第37条第1項の規定は、平成4年5月1日以後に給水工事の申込みを行う 者に係る分岐負担金及び手数料について適用し、平成4年4月30日以前に工事の申込みを行っている者に係 る分岐負担金及び手数料については、なお従前の例による。
  - 付 則(平成9年3月26日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尾道市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条の規定にかかわらず、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、これを1か月とする。
- 4 改正後の条例第30条第1項第1号及び第2号の規定は、平成9年5月の検針以後に係る料金について適用する。
- 5 改正後の条例第36条の2第2項の規定並びに改正後の尾道市百島簡易水道事業及び浦崎地区水道事業分担金徴収条例第2条の規定、改正後の尾道市木ノ庄東地区水道分担金徴収条例第3条の規定及び尾道市木ノ庄西地区水道分担金徴収条例第4条の規定は、施行日以後に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分担金について適用し、施行日以前に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分担金については、なお従前の例による。
  - 付 則(平成9年12月17日条例第59号)
  - この条例は、平成10年4月1日から施行する。
    - 付 則(平成12年3月22日条例第40号)
- この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の尾道市水道給水条例第30条の2に規定する 軽減料金は、平成12年6月分として徴収する料金から適用する。
  - 付 則(平成12年12月20日条例第53号)
  - この条例は、平成13年1月6日から施行する。
    - 付 則(平成14年12月19日条例第57号)

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
  - 付 則(平成15年12月17日条例第41号)
- この条例は、厚生労働大臣が尾道市上水道事業変更計画(第13次拡張事業変更計画)に係る水道法(昭和32年法律第177号)第10条第3項に定める届出を受理した日から施行する。
  - 付 則(平成17年3月2日条例第92号)
  - この条例は、平成17年3月28日から施行する。
    - 付 則(平成17年12月21日条例第245号)
  - この条例は、平成18年1月10日から施行する。
    - 付 則(平成18年12月20日条例第74号)
- この条例は、厚生労働大臣が尾道市水道事業変更計画(第13次拡張事業変更計画)に係る水道法(昭和32年 法律第177号)第10条第3項に定める届出を受理した日から施行する。
  - 付 則(平成20年3月19日条例第33号)
- この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の尾道市水道給水条例第30条第1項の規定は、 平成20年4月の検針以後に係る料金について適用する。
  - 付 則(平成26年3月19日条例第64号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の尾道市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第1項の規定にかかわらず、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)の翌日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるまでの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、これを1か月とする。
- 4 付則第2項の規定により算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと する。
- 5 改正後の条例第36条の2第2項の規定、第2条の規定による改正後の尾道市百島地区及び浦崎地区水道事業分担金徴収条例別表の規定、第3条の規定による改正後の尾道市木ノ庄東地区水道分担金徴収条例別表の規定、第4条の規定による改正後の尾道市木ノ庄西地区水道分担金徴収条例別表の規定、第5条の規定による改正後の尾道市原田地区及び木ノ庄町木梨山方地区水道分担金徴収条例別表の規定、第6条の規定による改正後の尾道市御調東部地区水道分担金徴収条例別表の規定及び第7条の規定による改正後の尾道市御調西部地区水道分担金徴収条例別表の規定は、施行日以後に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分担金について適用し、施行日前に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分担金については、なお従前の例による。
  - 付 則(平成30年9月20日条例第45号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
  - 付 則(平成31年3月20日条例第15号)抄
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
  - 付 則(平成31年3月20日条例第91号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尾道市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第1項及び第30条の2第4項の規定にかかわらず、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から同月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)の翌日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるまでの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から同月31

日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、これを1か月とする。
- 4 付則第2項の規定により算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと する。
- 5 改正後の条例第36条の2第2項の規定、第2条の規定による改正後の尾道市百島地区及び浦崎地区水道事業 分担金徴収条例別表の規定、第3条の規定による改正後の尾道市木ノ庄東地区水道分担金徴収条例別表の 規定、第4条の規定による改正後の尾道市木ノ庄西地区水道分担金徴収条例別表の規定、第5条の規定によ る改正後の尾道市原田地区及び木ノ庄町木梨山方地区水道分担金徴収条例別表の規定、第6条の規定によ る改正後の尾道市御調東部地区水道分担金徴収条例別表の規定及び第7条の規定による改正後の尾道市御 調西部地区水道分担金徴収条例別表の規定は、施行日以後に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分 担金について適用し、施行日前に申込みのあった工事に係る分岐負担金又は分担金については、なお従前 の例による。
  - 付 則(令和元年9月19日条例第18号) この条例は、令和元年10月1日から施行する。